

計 画 年 度
令和 3 年度～令和 12 年度

新潟県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

令和 3 年 3 月

新 潟 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための新潟県計画(前文)	1
第 1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	4
(1) 診療施設	
(2) 診療施設及び主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	6
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 各地域における診療施設の整備目標	
第 2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	7
第 3 獣医師の確保に関する目標	8
1 獣医師の確保目標	8
2 獣医師の確保対策	9
第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	10
1 組織的な家畜防疫体制の確立	10
2 診療施設・診療機器の効率的利用	11
3 獣医療情報提供システムの整備	11
第 5 獣医療に関する技術の向上	11
1 産業動物分野	11
2 公務員分野	12
3 小動物分野	12
第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	12
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	12
3 広報活動の充実	13
4 その他	13

獣医療を提供する体制の整備を図るための新潟県計画（前文）

○ 獣医療を取り巻く情勢

獣医療が社会に果たす役割は、動物の診療はもとより、畜産振興、公衆衛生の向上等非常に幅広い。本県の獣医療は、産業動物の診療、犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）の診療、動物の保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、国内での豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫の発生に伴う畜産物の安定供給や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加による食品の安全性の確保に対して県民の大きな関心が注がれるようになり、獣医師がその専門的知識や技術を発揮して職務責任を果たしていくことが重要となっている。

○ 畜産振興及び食料の安全供給に対する獣医師の役割

国内での HPAI、CSF 等の発生により畜産農家の経営が脅かされる中、飼育規模の拡大等を背景とした慢性疾病の顕在化や、薬剤耐性菌の増加も問題となっている。獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導や家畜伝染病予防法に基づく的確な診断と防疫対応を担うほか、家畜改良増殖法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律などの規定において重要な役割を担っており、これらに的確に対応することが期待されている。

このような状況の中で、「食料・農業・農村基本法」に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」、「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律」に基づき策定した「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画書」を踏まえた畜産振興が図られる中、獣医師は適切な獣医療の提供を通し、家畜伝染病の発生予防や生産性向上、省力化等による畜産の生産基盤の強化をサポートし、安全な畜産物の安定供給に寄与することが必要となっている。

また、養豚、養鶏経営に加え、肉用牛や酪農経営においても農場もしくは群単位での管理形態が普及しつつあり、従来行ってきた個体診療だけでなく、農場単位での集団衛生管理技術等の提供、さらには病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスクの低減を図るための農場

HACCP、畜産 GAP 等の導入・普及時における指導といった、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

○ 産業動物臨床獣医師の養成・確保

畜産業が国内農業の基幹的部門へと成長を遂げる一方、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保については本県の状況は厳しいものとなっている。特に産業動物臨床獣医師については高齢化が進み、中長期的にみると確実に獣医療の提供が不足すると考えられる。こうした状況の中、家畜伝染病予防法に係る業務の多様化に加え、農場 HACCP の指導等新たな業務の需要が増し、これら業務を担う産業動物獣医師に対するニーズが益々高まっている。このため、将来的に獣医療の提供が不足すると見込まれる分野や地域において安定的に獣医療を提供する体制の整備が必要となっている。

○ 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

家庭で飼育する小動物については動物愛護思想の更なる向上を背景に、飼育者の求める獣医療の内容はより複雑化・多様化している。また、飼育者に対しては、アニマルウェルフェアや人獣共通感染症対策の観点から、適切な飼育の指導等が必要となっている。このため、獣医師に対しては、高度で良質な診療技術の提供とともに、動物の健康管理、飼育管理に関する総合的な保健衛生指導や適切な飼育への啓発・普及、最先端医療技術の導入等が求められている。

○ 質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備

本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医師の確保対策をはじめ、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、特に産業動物分野における診療施設や診療機器の計画的な整備や家畜伝染病の発生予防及び畜産物の安全性向上を図るための研修会等の開催を推進し、質の高い獣医療を的確かつ効率的に提供する体制の整備を図ることとする。

○ 獣医療を提供する体制の整備を検討する地域区分

地域区分については以下の表のとおり、家畜保健衛生所の所管区分ご

とに検討することとする。

地域	地域の市町村
下越	村上市、関川村、栗島浦村、新発田市、阿賀野市、聖籠町、胎内市、阿賀町
中央	新潟市、五泉市、燕市、弥彦村、三条市、加茂市、田上町、見附市
中越	長岡市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市、刈羽村、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町
上越	上越市、妙高市、糸魚川市
佐渡	佐渡市

第 1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

本県において整備の目標を定める診療施設は、産業動物分野における診療施設とする。

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 開設主体別の診療施設

令和 2 年 4 月現在、県内の産業動物分野における診療施設数は 50 か所である。開設主体別では、県が 7 か所、市が 2 か所、農業協同組合が 1 か所、農業共済組合が 4 か所、法人等団体が 14 か所、個人開業が 22 か所となっている。

○ 開設主体別の産業動物分野における診療施設数（令和 2 年 4 月現在）

地域	計	県	市	農業協同組合	農業共済組合	法人	個人
新潟県	50	7	2	1	4	14	22
下越	14	1	0	0	0	8	5
中央	14	2	0	0	1	6	5
中越	10	2	2	0	1	0	5
上越	3	1	0	0	1	0	1
佐渡	9	1	0	1	1	0	6

(2) 診療に係る機器等の整備状況

診療施設の設備及び機器等の整備状況は、以下のとおりである。

高度な診療・検査機器等は、家畜保健衛生所を中心に整備されており、今後も必要に応じて整備・更新を計画的に進めていく。

また、家畜診療を行う施設における家畜保健衛生所の施設や機器などの活用についても支援する。

○ 開設主体別診療設備機器の設備状況

	施設の整備状況						機器の整備状況										備考										
	検査室	手術室	解剖室	焼却施設	成分分析装置		画像診断装置			免疫・DNA診断装置等				理化学的治療装置				その他									
					血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	自動白血球計算機	超音波診断装置	エックス線装置	マイクログレートルーダー	蛍光顕微鏡	PCR装置	安全キャビネット	ガス麻酔器	人工呼吸器	オートクレーブ		ガス滅菌器									
下越	都道府県(家保等)	3	2	3	1																						
	その他法人(産業動物)	2		1																							
	その他法人(小動物)	4	5	1		3	4																				
	個人開業施設(産業動物)	4	3			4																					
	個人開業施設(小動物)	9	9	6		6																					
	都道府県(家保等)	1		1	1	1																					
中央	市町村	2	1	1		1																					
	農業共済組合	1				1																					
	その他法人(産業動物)	3		1																							
	その他法人(小動物)	21	24	8		17																					
	個人開業施設(産業動物)		1																								
	個人開業施設(小動物)	39	44	6	1	33	1																				
中越	都道府県(家保等)	2	1	3	1	2																					
	市町村	1				2																					
	農業共済組合					1																					
	その他法人(小動物)	10	14			10	3	5	6	11																	
	個人開業施設(産業動物)		1			1																					
	個人開業施設(小動物)	5	10	2		8	3	3	4	6																	
上越	都道府県(家保等)	2	1	1		1																					
	農業共済組合	1				1																					
	その他法人(小動物)	2	1	1		2				3																	
	個人開業施設(小動物)	4	5			6			2	7																	
	都道府県(家保等)	2	1	2	1																						
	農業共済組合					1																					
佐渡	個人開業施設(産業動物)		1			1																					
	個人開業施設(小動物)		5			2	2	2	1																		
	個人開業施設(産業動物)					1																					
	個人開業施設(小動物)					2	2	2	1																		

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、家畜伝染病予防法に基づいた確かな防疫対策を推進するとともに、伝染病の発生予防に必要な検査、病性鑑定機能の充実・強化及び畜産物の安全を確保するための保健衛生指導に必要な施設、機器等を計画的に整備する。

また、CSF や HPAI 等の県内発生による緊急的な防疫措置が必要な場合に備え、危機管理体制の強化・再点検及び初動防疫に必要な資機材の備蓄等を計画的に行う。

イ 新潟県農業共済組合（共済）

県内全域を対象とした各種検査や損害防止指導、並びに緊急、応急的な検査診療を行う産業動物診療の総合的検査施設として効率的且つ健全な運営が図られるよう支援する。

また、診療施設の整備にあたっては、獣医療法第 15 条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について活用を図る。

ウ 市及び個人開業

家畜保健衛生所や共済の診療施設と連携し、診療機器などの活用が図られるよう支援し、効率且つ健全な運営が図られるよう支援する。

また、診療施設の整備にあたっては、獣医療法第 15 条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について活用を図る。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 下越地域

下越地域は各畜種とも県内の飼養頭羽数の多くを占めており、乳用牛では繁殖障害や乳房炎の発生が多く、また、肉用牛では肥育素牛導入後の呼吸器病による損耗が多い。一方、豚及び鶏については、集団衛生管理への適切な対応が重要となっており、これらの対応に必要な機器を主体に整備を進める。

イ 中央地域

中央地域は酪農及び養豚が盛んな地域であり、飼養戸数、飼養頭数

はやや減少の傾向にあるが、大規模化が進みつつある。乳用牛では関節炎、乳房炎、繁殖障害による廃用が多く、豚では呼吸器病等の慢性疾病による損耗が多い。今後は集団衛生管理技術等の提供が求められていることから、これらの対応に必要な機器を主体に整備を進める。

ウ 中越地域

中越地域は乳用牛、肉用牛及び豚が主体であり、乳用牛では繁殖障害、乳房炎、周産期病及び関節炎による廃用が多く、また、肥育牛及び肥育豚では呼吸器病の発生が多いことから、これらの対応に必要な機器を主体に整備を進める。

エ 上越地域

上越地域は乳用牛及び肉用牛が主体であり、乳用牛では乳房炎や繁殖障害、肉用牛では消化器病、繁殖障害の発生が多いことから、これらの対応に必要な機器を主体に整備を進める。

オ 佐渡地域

佐渡地域は乳用牛及び肉用牛が主体であり、特に肉用牛については佐渡農業協同組合が大型和牛繁殖支援施設（CBS）を設置、運営している。そのため繁殖障害や出生後の子牛の呼吸器疾病等による損耗が増えていることから、これらの対応に必要な機器を主体に整備を進める。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから、県下全地域を指定する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標（単位：人）

（1）産業動物診療獣医師

令和12年度を目標年度とする産業動物診療に携わる獣医師の確保目標は、目標年度における各地域の家畜の飼養頭数や家畜疾病の発生状況、退職予定者等を踏まえ、次のとおりとする。

地域	令和2年度 産業動物獣医師数 ()内は実際に診療を 行う獣医師数	令和12年度 推定人数	令和12年度 目標人数 (診療を行う獣 医師の目標)	令和12年度まで に確保すべき人 数
下越	14(9)	9(4)	9	5
中央	16(7)	12(5)	7	2
中越	10(9)	8(7)	9	2
上越	3(3)	2(2)	3	1
佐渡	5(4)	1(1)	4	3
県全体	48(32)	32(19)	32	13

公務員分野を除く

(2) 公務員分野における獣医師

令和 12 年度を目標年度とする公務員獣医師の確保目標は、令和 2 年度の公務員獣医師数及び令和 12 年度までの退職予定者数を考慮し、次のとおりとする。

公務員分野における獣医師	令和 2 年度 獣医師数	令和 12 年度まで の退職見込み者 数	令和 12 年度 までの確保目 標数
新潟県に勤務する獣医師	109 (4)	20	24
家畜衛生分野（農林水産部）	57 (2)	7	9
公衆衛生分野（福祉保健部）	47 (2)	11	13
その他（県民生活・環境部）	5	2	2
新潟市に勤務する獣医師	31	4	4

※（ ）内は欠員数

2 獣医師の確保対策

(1) 獣医師の活動分野における偏在

獣医師全体の数が不足している状況にはないものの、産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が発生する要因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野を選択しており、産業動物分野への就業を希望する学生が 2 割程度と少ないこと等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。また、学生は参加型臨床実習やインターンシップを就業先選択の一助としていることから、産業動物臨床分野や公務員分野での業務を実地に経験させ、これらの分野への魅力を認識してもらうことが重要となる。

(2) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物診療獣医師や家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所等に勤務する公務員獣医師については、各地域の産業獣医師確保目標や今後の退職予定動向などを考慮しながら、確保に向けた取り組みを計画的に推進する。また、離職者や定年退職者の産業動物分野への誘導を促進する。なお、県における公務員獣医師については、平成 22 年度から受験資格年齢の緩和を行ったところである。

獣医学生に対し、共済における家畜診療や、家畜保健衛生所等にお

ける業務の内容や専門性、意義などについて理解を深めるインターンシップの受け入れ支援を積極的に行い、産業動物分野及び公務員分野への就業誘導を図る。また、高校等へ県政出前授業を活用するなどにより、業務内容や修学資金についての情報提供を行い、特に県内出身者の獣医系大学への誘導を図る。なお、県では平成 30 年から獣医師確保修学資金貸与事業を開始し、将来新潟県で産業動物獣医師等を志す獣医学生への支援を行っている。

(3) 労働をめぐる環境の改善

本県において、平成 28 年から令和 2 年までに、新規に家畜保健衛生所に就業した獣医師のうち、女性が約 80 パーセントを占めており、今後とも公務員分野において女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられる。また、産業動物診療分野においても女性獣医師の占める割合が増えることが予測されるため、長期間の育休の取得や復職がしやすい、女性獣医師等に配慮した就業環境の整備を推進する。また、特に産業動物診療分野については、近年重要視されるワークライフバランスについても配慮した環境となるよう、必要な整備を促進する。

なお、新潟県においては平成 27 年から初任給調整手当の支給等、給与面においても改善を図っている。

第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜伝染病の発生に備え、県庁組織内はもとより、市町村等との連携、協力体制を構築し、国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報を関係者に迅速に提供し、家畜防疫に対する意識を高める。

家畜保健衛生所は、地域防疫の拠点として位置づけ、検査機器の効率的な利用の促進を図るとともに、家畜防疫の推進に当たり、診療獣医師等との連携の下で、監視伝染病及び不明疾病に対する*サーベイランス体制の強化を図る。また、CSF や HPAI など家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制強化・再点検のため、平常時より、飼養衛生管理指導等計画に基づいた畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

・指導や、農場ごとに飼養家畜の殺処分方法を定めた防疫計画書について、定期的な見直し・更新を行う。

県は、CSF、HPAI 等の発生時、迅速かつ的確な初動対応ができるよう、既に作成された「新潟県特定家畜伝染病対策要領」「新潟県鳥インフルエンザ対策要領」等の改訂を随時行い、さらに、地域において整備している防疫対応マニュアルについても随時見直しを行う。さらに、全県及び地域ごとに防疫演習を継続実施し、関係機関相互の連携を強化する。

また、家畜伝染病発生時の防疫対応に必要な家畜防疫員の確保として、農林水産部以外の公務員獣医師との連携や家畜保健衛生所 OB 等の活用についても検討を行う。

*サーベイランス：ここでは、伝染病等の動向を把握するため行う検査をいう

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、共済の診療施設及び家畜保健衛生所の設備機器については、必要に応じて産業動物臨床獣医師のこれらの施設の効率的な利用を促進する。

また、家畜保健衛生所における飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、ICT 等を活用した指導環境を整備する。

3 獣医療情報提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、診療獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、民間診療施設の相互の情報交換を図る。

また、家畜の伝染性疾病等の発生状況、検査結果等を継続的に県ホームページに掲載するとともに、食肉衛生検査成績等の情報を農場への診療及び衛生指導に活用するために、食肉衛生検査所の保有する検査情報を家畜保健衛生所へフィードバックする等、獣医療情報提供システムの整備を継続する。

第5 獣医療に関する技術の向上

1 産業動物分野

家畜の生産者及び産業動物獣医師の家畜衛生に関する知識向上を図るため、公益社団法人新潟県獣医師会(以下、「県獣医師会」という)及び公

益社団法人新潟県畜産協会（以下、「県畜産協会」という）と連携し、家畜衛生講習会を開催する。

2 公務員分野

- (1) 国等が実施する家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉分野に関する講習会や、より専門的な病性鑑定、試験研究、集団衛生管理技術、HACCP等の獣医療技術等の研修に職員を参加させるとともに、伝達講習会等を開催し、最新の獣医療等について普及に努める。
- (2) 国や民間の研究機関との共同研究等に積極的に取り組むこととし、病性鑑定、調査・試験研究等で得られたデータや成果については、業績発表会や学会等において発表するとともに、論文投稿を行うなど、学術分野への参画を推進する。
- (3) CSF、HPAI等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけではなく、関係部局及び市町村、関係機関、民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制等についての防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

3 小動物分野

県獣医師会と連携して、獣医療技術の習得を目的として実施される技術研修や、講習会等への参加を促進する。また、愛玩動物看護師法の成立により期待される、獣医師と動物看護師の連携を通じたいわゆるチーム獣医療体制の構築を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政等についても考慮して、診療施設への立ち入り等により、地域の獣医療の状況を十分に把握し、適切な獣医療の提供体制整備に努める。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

産業動物の飼育者に対し、家畜伝染病予防法に基づく地域における

協議会の活動の推進として、家畜伝染病についての情報提供や飼養衛生管理基準等家畜衛生に関する研修会等の開催による自衛防疫活動の強化を図る。また、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するため農場 HACCP の普及・啓発を図る。

(2) 小動物分野

小動物飼育者に対し、人獣共通感染症対策を効果的に推進していく観点から、普及啓発チラシの配布やインターネットでの情報発信等により、感染症の予防に関する情報の提供に努める。

また、愛玩動物看護師の役割について、飼育者に対し、理解の醸成を図る環境の整備を推進する。

3 広報活動の充実

県獣医師会とも連携し、インターネットのホームページを活用する等により、適切な獣医療の提供に係る広報活動を推進する。

4 その他

本計画については定期的に取り組み状況や達成状況を把握し、必要な場合には取り組み内容の見直しを検討する。